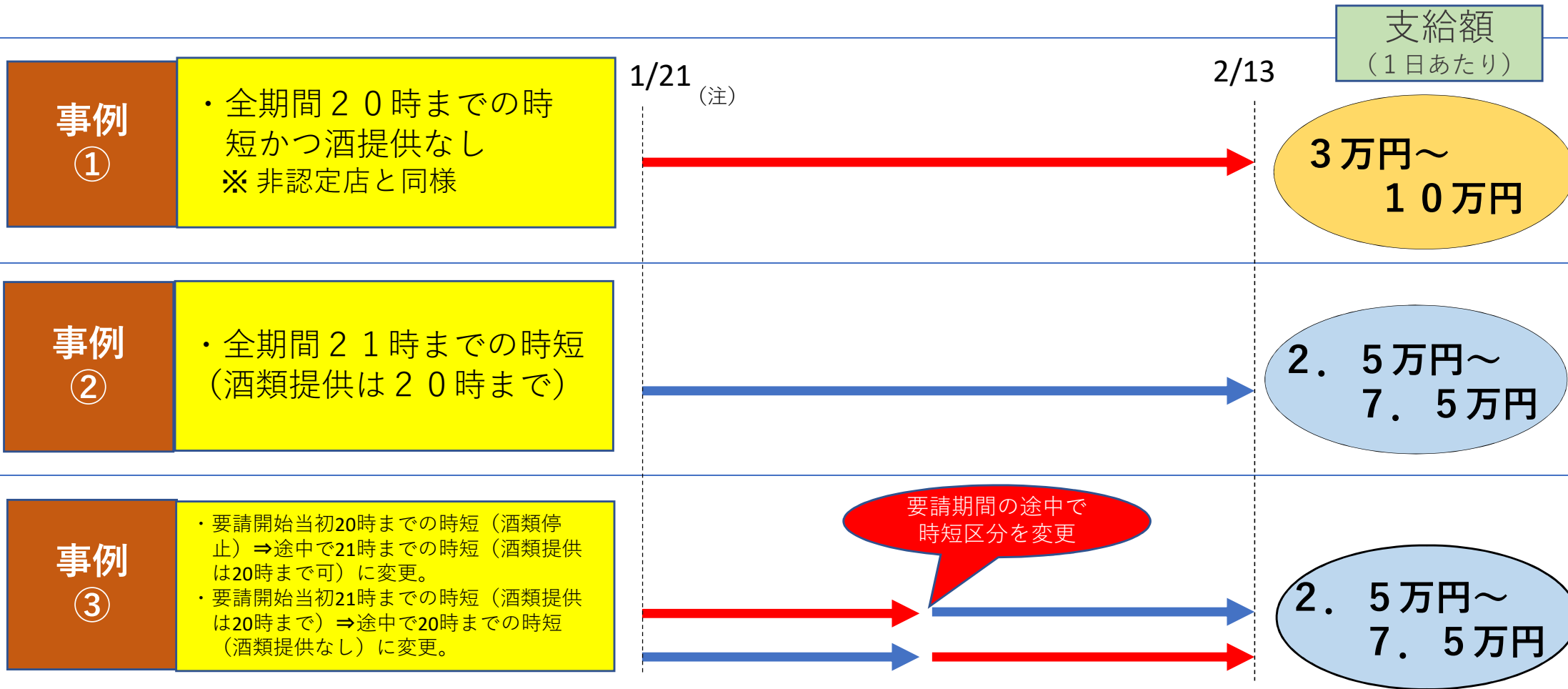


# 「ストップコロナ！対策認定店」の協力金第5弾単価



(注) やむを得ない事情がある場合には、1/25 (火) までに営業時間短縮を開始していただければ、開始日前日までの日数分を減額して協力金を支給します。

→ 20時までの時短かつ酒提供なし

→ 21時までの時短 (20:00までの酒類提供可)

※ 非認定店が要請期間中に認定店となった場合、認証を受けた日から認定店の要請内容に変更となりますので、協力金の取扱いについては、群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター (0120-922-417) までお問い合わせください。